

那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会設置要綱

（協議会の名称）

第1条 協議会は、「那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（協議会の目的）

第2条 協議会は、那覇広域都市計画区域における今後の区域区分の望ましいあり方について、検討及び協議することを目的に設置する。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 那覇広域都市計画区域における都市構造の現状及び課題に関すること。
- (2) 那覇広域都市計画区域における区域区分制度に関する方針案の策定に関すること。
- (3) その他第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 協議会は、委員会、幹事会及び作業部会で組織し、その構成はそれぞれ別表1、別表2及び別表3とする。

（委員会）

第5条 委員会は、幹事会及び作業部会において検討された事項等について、取りまとめる。

- 2 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選でこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を招集し会務を統括する。
- 4 委員会には副委員長を置くこととし、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、やむを得ない理由がある場合は、代理の者を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員にあつては代理の者を出席させることができない。

（幹事会）

第6条 幹事会は、委員会に付すべき事項及び委員会から委任された事項について協議する。

- 2 幹事会には幹事長を置くこととし、沖縄県土木建築部参事監をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を招集し会務を統括する。
- 4 幹事会には副幹事長を置くこととし、沖縄県土木建築部建築都市統括監をもって充てる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事は、やむを得ない理由がある場合は、代理の者を出席させることができる。

(作業部会)

第7条 作業部会は、幹事会に付すべき事項及び幹事会から指示された事項についてあらかじめ討議し調整する。

- 2 作業部会には作業部会長を置くこととし、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課長をもって充てる。
- 3 作業部会長は、作業部会を招集し会務を統括する。
- 4 作業部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 作業部会員は、やむを得ない理由がある場合は、代理の者を出席させることができる。

(関係者の出席等)

第8条 委員長、幹事長及び作業部会長は、必要があると認めるときは協議会に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

- 2 委員長、幹事長及び作業部会長は、必要があると認めるときは関係機関に意見を聞くことができる。

(協議会の公開)

第9条 委員会の公開については、委員会の開催時に協議の上決定する。

- 2 幹事会及び作業部会については、協議等の内容が沖縄県情報公開条例第7条第6号の情報を含むことから、附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき非公開とする。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会において協議が整った事項について、構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(設置期限)

第12条 協議会の設置期限は、第3条の協議事項について委員会において取りまとめがなされた日までとする。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課とする。

附 則

この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表 1 (委員会)

	役 職	構成区分	職名又は氏名
1	学識経験者 【会長】	都市計画	琉球大学 名誉教授 池田 孝之
2	学識経験者 【副会長】	都市交通	琉球大学工学部工学科 准教授 神谷 大介
3	学識経験者	地方財政	沖縄国際大学産業情報学部 教授 前村 昌健
4	学識経験者	経済	沖縄県不動産鑑定士協会 会長 高平 光一
5	学識経験者	国行政機関	沖縄総合事務局 次長 岩田 美幸
6	委員	行政機関 (市町村)	那覇市長
7	委員	行政機関 (市町村)	浦添市長
8	委員	行政機関 (市町村)	宜野湾市長
9	委員	行政機関 (市町村)	糸満市長
10	委員	行政機関 (市町村)	豊見城市長
11	委員	行政機関 (市町村)	西原町長
12	委員	行政機関 (市町村)	与那原町長
13	委員	行政機関 (市町村)	南風原町長
14	委員	行政機関 (市町村)	八重瀬町長
15	委員	行政機関 (市町村)	北中城村長
16	委員	行政機関 (市町村)	中城村長
17	委員	行政機関 (県)	教育長
18	委員	行政機関 (県)	企画部長
19	委員	行政機関 (県)	環境部長
20	委員	行政機関 (県)	農林水産部長
21	委員	行政機関 (県)	商工労働部長
22	委員	行政機関 (県)	文化観光スポーツ部長
23	委員	行政機関 (県)	土木建築部長
24	オブザーバー	国土交通省	国土交通省都市局都市計画課 土地利用調整官
25	オブザーバー	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局開発建設部 公園・まちづくり調整官

別表2（幹事会）

	役職	職名
1		那覇市 都市みらい部長
2		宜野湾市 建設部長
3		浦添市 都市建設部長
4		糸満市 建設部長
5		豊見城市 都市計画部長
6		西原町 建設部長
7		南風原町 経済建設部長
8		与那原町 政策調整監
9		八重瀬町 副町長
10		北中城村 副村長
11		中城村 副村長
12	幹事長	県土木建築部 参事監
13	(副) 幹事長	県土木建築部 建築都市統括監
14		県教育庁 文化財課長
15		県企画部 県土・跡地利用対策課長
16		県環境部 環境政策課長
17		県農林水産部 農政経済課長
18		県商工労働部 産業政策課長
19		県文化観光スポーツ部 観光政策課長
20		県土木建築部 都市計画・モノレール課長
21		国土交通省 都市計画課 企画専門官
22		沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課長

別表3（作業部会）

	役職	職名
1		那覇市 都市みらい部 都市計画課長
2		浦添市 都市建設部 都市計画課長
3		宜野湾市 建設部 都市計画課課長
4		糸満市 建設部 都市計画課長
5		豊見城市 都市計画部 都市計画課長
6		西原町 建設部 都市整備課長
7		南風原町 経済建設部 まちづくり振興課長
8		与那原町 まちづくり課長
9		八重瀬町 都市整備課長
10		北中城村 建設課長
11		中城村 都市建設課長
12	部会長	県土木建築部 都市計画・モノレール課長
13		県教育庁 文化財課 記念物班長
14		県企画部 県土・跡地利用対策課 跡地利用推進班主幹
15		県企画部 県土・跡地利用対策課 土地利用計画班長
16		県環境部 環境政策課 環境影響評価班長
17		県農林水産部 農政経済課 農地計画班長
18		県商工労働部 産業政策課 産業振興企画班長
19		県文化観光スポーツ部 観光政策課 観光文化企画班長
20		県都市計画・モノレール課 企画班長
21		国土交通省 都市計画課 土地利用調整係長
22		沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 課長補佐